

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 精市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

**社長、
あなたの会社の社員寮の管理人の給料 35 万円は、払いすぎですよ！**

Q 質問

弊社は従業員 200 名の自動車部品製造業ですが、期間従業員用の社員寮 1 棟を所有し、常勤の管理人 1 名が住み込みで管理しています。業務内容は、朝晩は従業員の出退勤チェック、給食業者との連絡等で、昼間は郵便物や宅急便の受取り、簡単な寮設備の点検、電話番等です。そのため、拘束時間は 8：00 から 24：00 と長いのですが、実作業時間は 7 時間 15 分で他は手待ち時間 8 時間 45 分となっています。

このような働き方の場合、午後 10 時から午後 12 時までの深夜労働を含めて月給 35 万円は払いすぎですか。払いすぎというのであれば、なぜ払いすぎなのかを具体的な数値で説明してください。

A 答え

社員寮を管理する人の働き方は断続的労働と呼ばれるもので、一定の基準に当てはまる場合に、労働時間、休憩時間、休日に関する規定が除外されます。（労基法 41 条の 3 項）そして、この場合、労働基準監督署（以下労基署という）に届出を行い、許可を得ることになります。

その社員寮管理人の許可基準は

「休憩時間は少ないが手待ち時間が多く、作業時間と手待ち時間が折半程度か、これ以上に手待ち時間が多く、作業時間が一日 8 時間を超えないこと。また、断続的労働と通常の労働が一日の中で混在したり、日によって反覆したりしないこと」です。

労基署への手続きとして、

まず、「監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書」（様式 14 号）に労働の態様を客観的に裏付ける資料（1 日の勤務時間の記録、月間の業務スケジュール等）を添付する必要があります。

つぎに、軽易な業務に従事する者（断続的労働に従事する者）に対しては、最低賃金法第 7 条の 4 項により最低賃金の減額特例が適用されますので、最低賃金よりも低い賃金設定が可能です。その際、

最低賃金の減額特例許可申請を行う必要があります。正確な名称は、「断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書」（様式 5 号）です。

では、**管理人の給料 35 万円は、なぜ払いすぎか**を計算式を挙げて説明します。

まず、設定条件を整理します。

- ・ 勤務開始を 8 時、勤務終了を午後 12 時（拘束時間数は 16 時間）にするとします。（断続的労働に対しての拘束時間は、通達 1639 号で 16 時間以内と決められています。）

- ・ 最低賃金の減額の特例許可申請書の項目の8番目に記入しなければならない
実作業時間数と手待ち時間数を
7:15と8:45とします。

(計算をやり易くする為に分を時間に換算します)

7:15は7.25、8:45は8.75となります。

拘束時間=実作業時間+手待ち労働時間

16時間 = 7.25+8.75

次に減額できる率の上限となる数値の一般式は①のようになります。(値は、パーセントになります。)

①式

$$\frac{\text{手待ち時間数} \times \frac{40}{100}}{\text{一日の拘束時間数}} \times 100$$

この①式を今回の事例に当てはめます。

$$\frac{8.75 \times \frac{40}{100}}{16} \times 100 = 21.8\%$$

この①式は、減額できる割合の上限を示しています。つまり減額率は、21.8%ということになります。

ここで、具体例で考えます。

埼玉県最低賃金759円(2011年10月)で、仮に21.8%の減額率を採用するとします。(減額率は実作業時間7.25時間の場合、21.8%以下でなければならない。そして、事業主はその数値以下の数値を設定することができます。)

759円 × 0.218 = 165.46円 = 165円

759円 - 165円 = 594円

つまり、断続的労働の1時間当たりの賃金は、594円ということになります。

(手待ち時間の1時間当たりの賃金が594円ということでは、ありません。)

その上で、一日当たりの賃金を計算すると、

一日の賃金額は

594円 × 16時間 +

594円 × 0.25 × 2時間深夜時間

= 9504円 + 297円

= 9801円

ここで、疑問に感じる人もいますので再度説明をします。断続的労働の場合、実作業時間も594円で計算をするということになります。だから、594円 × 16時間ということなのです。そこで、1か月の賃金は、

9801 × 30日 = 29万4030円になります。

以上の理由から、

「社長、月収35万円は払いすぎです。」ということが言えるのです。